## 気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会

## 開催趣旨

近年、激甚な豪雨災害が頻発するとともに、気候変動の影響により豪雨のさらなる頻発化・激甚化が懸念されるなか、気候変動への適応策として河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策の加速化に加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進しているところであり、その中で、ダムの治水機能の強化にも取り組んでいる。具体的には、既存ダムを最大限活用して治水機能を強化するダム再生や、利水者の協力の下、利水ダム等での事前放流の取組等を進めているところである。

一方、我が国では 2050 年カーボンニュートラルを目指すなか、再生可能エネルギーの導入を促進しているところであり、この中で水力発電は発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーであることから、その促進を図ることで、気候変動緩和策にもつながる。

社会全体で気候変動への適応と緩和、カーボンニュートラルの取組やグリーン・トランスフォーメーション(GX)を推進するなか、国土交通省では、ダムによる治水機能の強化に加え、ダムによる水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」の取組を官民連携の下、推進していくこととしている。

ダムによる治水機能の強化、水力発電の促進を図る上では、我が国でこれまで多くのダムを建設、管理・運用を行う中で、様々な課題も出てきているほか、ダム立地地域の自治体においては、地域振興の課題を抱えていることも多いことから、このような課題にも対応していく必要がある。

これらの取組等の推進にあたって、ダムの運用や構造、気象予測、水力発電をは じめとした再生可能エネルギー、官民連携等の各分野について知見を有する有識者 からご意見・ご助言を頂くため、「気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関 する懇談会」を開催するものである。

## 気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会 規約(案)

(名称)

第1条 本懇談会は、「気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会」 (以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、気候変動に対応したダムの機能強化のあり方について、有識者からご意見・ご助言を頂き、その施策の推進に資することを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、有識者等から、水管理・国土保全局長が任命する。

(懇談会)

- 第4条 懇談会には座長を置き、懇談会に属する委員のうちから、委員の互選により 定める。
- 2 座長は、議長として懇談会の議事を整理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、懇談会に出席してその 意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 4 懇談会は、原則として公開で開催する。
- 5 懇談会配付資料は、国土交通省ウェブサイトに公開することを原則とする。 ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 6 懇談会における議事要旨については、懇談会後速やかに作成し、あらかじめ座長 に確認の上、国土交通省ウェブサイトに公開するものとする。

(事務局)

- 第5条 懇談会の事務局は、水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室に置く。
- 2 事務局は、水管理・国土保全局河川環境課流水管理室、治水課事業監理室の協力を 得て、懇談会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

1 この規約は、令和5年〇月〇日から施行する。

## 気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会 委員名簿

石田 純一 気象庁情報基盤部 数値予報課長

上坂 博亨 全国小水力利用推進協議会 代表理事

富山国際大学現代社会学部 教授

川﨑 将生 国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官

角 哲也 京都大学防災研究所 教授

松本 真由美 東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 環境エネルギー科学特別部門 客員准教授

山口 直也 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 教授

山口 嘉一 (一財) ダム技術センター 理事